

八幡浜市集合住宅水道料金軽減申請書

年 月 日

八幡浜市水道事業管理者
八幡浜市長 様

申請人（集合住宅管理者）

住所
氏名
電話番号

八幡浜市集合住宅水道料金軽減取扱要綱第2条に規定する軽減の対象となる適用基準を全て満たしていますので、同第3条の規定に基づき、下記のとおり水道料金の軽減を申請します。

記

お客様番号	
集合住宅の名称	
集合住宅の住所	
集合住宅全体の戸数	戸
入居者の戸数	戸

（定義及び適用基準）

第2条 この要綱において、集合住宅とは、独立した複数の居住設備を有し、1つの水道メーターで検針するマンションやアパートなどの建築物をいう。

2 この要綱に基づいて、水道料金の軽減の対象となる適用基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 集合住宅の屋内に水栓が設置されており、水道の使用目的が専ら住居の用に供されるものであること。
- (2) 集合住宅内において、前号に規定する部分と非住居部分（店舗、事務所、作業所など）がある場合には、各部分が判然と区別されており、かつ、検定済みの水道メーターが設置され、それぞれの使用水量が検針できること。

（添付書類）

- (1) 集合住宅入居者名簿（様式第2号）
- (2) 集合住宅を表示する図面
- (3) その他管理者が必要と認める書類